

※平成27年4月30日時点の資料のため、現時点での運用とは異なりますので、ご注意ください。

○芦屋市一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度の認定要領について

当該事業を一団地として認定をとる場合は、「平面駐車場」の配置も別紙認定要領第4「認定基準」、3建築物の配置計画（1）外壁の位置の基準が適用されますのでご留意願います。